

※この「あだち長寿医療だより」は、令和8・9年度の保険料改定等を掲載しています。

## 権利擁護センターあだちが

# ひとり暮らしの方の 生活をお手伝いします。

### 高齢者あんしん生活支援事業(有料)

この事業を  
利用できる方

- 1 足立区内に居住する65歳以上のひとり暮らし
- 2 支援可能な親族がない
- 3 不動産収入がなく、負債がない
- 4 契約内容について理解ができる
- 5 住民税非課税もしくは介護保険料第7段階以下※

※ (令和7年度現在)介護保険料の見直しにより、変更になる場合があります。

## このようなサービスを受けられます!

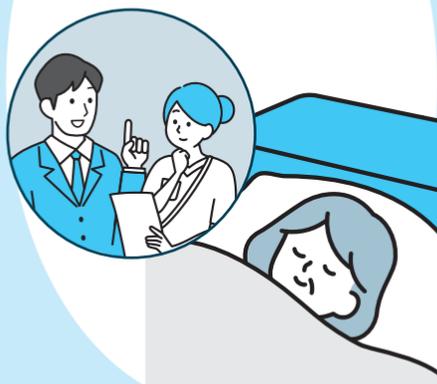
### その1

月1回の電話、半年に1回の訪問でご様子をうかがい、ひとり暮らしを見守ります。



### その2

入院・施設入所時の同席や保証人に準じた支援を行います。



### その3

預貯金の払戻しや区役所の手続きなどを代行します。



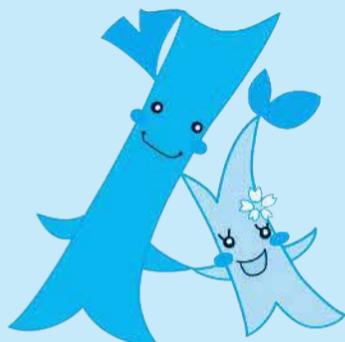
### その4

書類(通帳や権利証など)の紛失防止のために、お預かりして管理します。



ホームページ  
はこちら

サービス利用料や申し込み方法など、お気軽にお問い合わせください!



お問い合わせ先

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会  
権利擁護センターあだち

〒120-0036 東京都足立区千住仲町19-3 (千住庁舎2階)

電話 03-5813-3551 FAX 03-5813-3550

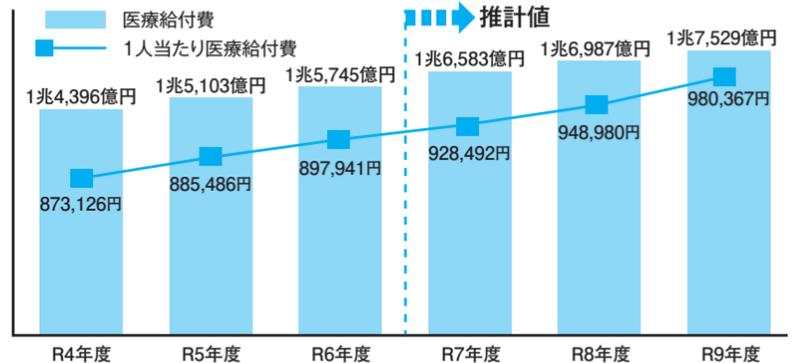
【相談受付時間】 9:00～17:00 (土日・祝日および年末年始を除く)

# 令和8年4月から保険料が変わります

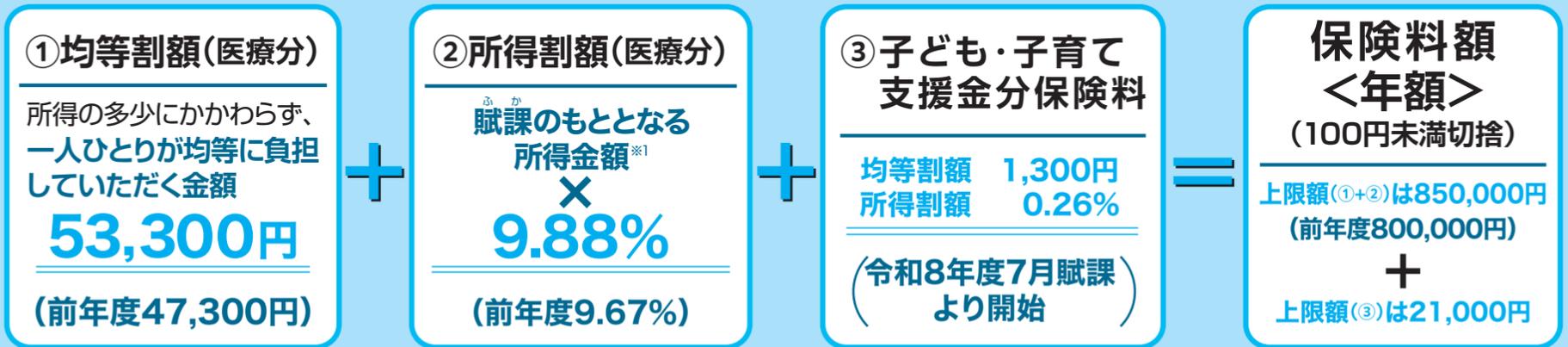
皆さんにご負担いただく保険料は、医療費の自己負担分(1割~3割)を除いた医療給付費の約1割です。残りの約5割は公費(国・都・市区町村)、約4割は現役世代からの支援金でまかっています。

右表のとおり、医療給付等の増加が見込まれるため、保険料を改定しました。後期高齢者医療制度の保険料は2年ごとに見直しを行っており、東京都内で均一です。

後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いいたします。



## 令和8・9年度の保険料を次のように改めます。



※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した金額です。なお、雑損失の繰越控除額は控除しません。

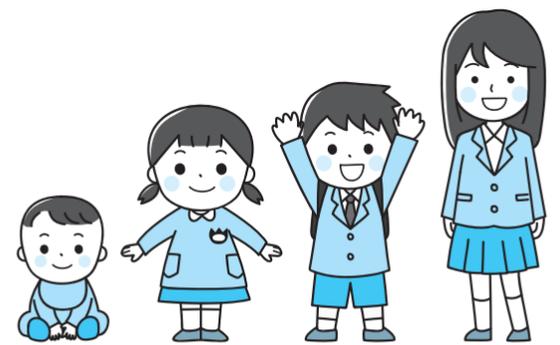
## 後期高齢者医療保険料に『子ども・子育て支援金分』が追加されます

令和8年度から

国は令和8年度から、社会全体で子育てを支援する仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」を創設します。

全世代・全経済主体が子育て支援の財源を負担し、少子化の改善を目指すことが目的です。子ども・子育て支援金は、主に児童手当の拡充、妊婦の方のための支援給付、出産後の育児休業支援給付に使われます。

そのために令和8年度からは、現在の保険料に加え、「子ども・子育て支援金分」も合わせて納付いただくこととなります。



## 新しい保険料の目安

(この試算は下記の世帯につき計算を行った見本です。実際の保険料は世帯の構成や被保険者と世帯主の総所得金額の合計によって異なります。)

実際の保険料は令和8年7月に通知書にてお知らせします。

### 年金収入のみで単身世帯

年金収入	医療分	子ども・子育て支援金分	年間保険料額
153万円	14,900円	300円	15,200円 (1,100円増)
170万円	39,200円	900円	40,100円 (4,200円増)
200万円	89,000円	2,200円	91,200円 (8,000円増)
240万円	139,200円	3,500円	142,700円 (11,300円増)
950万円	758,700円	19,800円	778,500円 (40,800円増)

### 夫婦2人世帯

(夫婦とも後期高齢医療制度の被保険者であり、本人の収入が年金収入のみ、妻の収入が年金80万円の場合)

夫の年金収入	夫			妻		
	医療分	子ども・子育て支援金分	年間保険料額	医療分	子ども・子育て支援金分	年間保険料額
153万円	14,900円	300円	15,200円 (1,100円増)	14,900円	300円	15,200円 (1,100円増)
170万円	39,200円	900円	40,100円 (4,200円増)	26,600円	600円	27,200円 (3,600円増)
200万円	73,000円	1,800円	74,800円 (5,800円増)	26,600円	600円	27,200円 (3,600円増)
240万円	128,500円	3,300円	131,800円 (9,900円増)	42,600円	1,000円	43,600円 (5,800円増)
950万円	758,700円	19,800円	778,500円 (40,800円増)	53,300円	1,300円	54,600円 (7,300円増)

※ 都広域連合独自の対策として市区町村の負担により、増加を抑制した保険料率です。62市区町村が引き続き負担することを決定した場合の保険料になります。

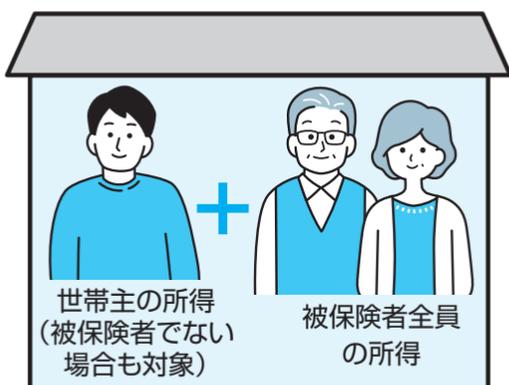
# 保険料の軽減 (基準に該当する方は、保険料の軽減を受けられます。ただし軽減を受けるには、所得の申告が必要となる場合があります。)

## 1 所得の低い方の軽減 **申請手続不要**

### (ア) 均等割額の軽減(医療分、子ども・子育て支援金分)

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」

をもとに判定します。



総所得金額等の合計が下記に該当する場合	軽減割合	軽減後の金額
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数-1)×10万円 以下	<b>7.2割</b> <small>※ 子ども・子育て支援金分は7割</small>	<b>15,200円</b>
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+31万円×(被保険者数) 以下	<b>5割</b>	<b>27,200円</b>
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+57万円×(被保険者数) 以下	<b>2割</b>	<b>43,600円</b>

- ※ 65歳以上(令和8年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
- ※ 軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。
- ※ 公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」、または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

### (イ) 所得割額の軽減

被保険者本人の「**賦課のもととなる所得金額(左ページ※1参照)**」に応じて、一定の割合で軽減します。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

## 2 被扶養者だった方の軽減

- 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社などの健康保険に被扶養者として加入していた方が対象です。国保・国保組合の加入者は対象外となります。
- 上記の「1 所得の低い方の軽減(ア)均等割額の軽減(7.2割・5割・2割)」に該当する場合は、被扶養者だった方の軽減(5割)と比べて、軽減割合の高い方が優先されます。

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	負担なし

## システム標準化に伴い、通知書の様式や記載内容などが変更になります

国は法律に基づき、自治体が業務を行うために使うシステムを全国的に統一化・標準化する取り組みを進めています。

令和8年1月から、後期高齢者医療制度の業務システムも標準化され、足立区から送付する通知等も変更となりました。ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 主な変更点

- ・ 通知書の書式(用紙サイズやレイアウト)
  - ・ 通知書内の記載内容 [例:後期高齢者医療保険料過誤納金還付(充当)通知書→還付充当通知書]
  - ・ 文字の統一規格化(行政事務標準文字) [例: 空 → 空]
- ※ 今まで氏名表記に行政事務標準文字以外を使用していた場合、文字が変更となります。



# 保険料の納め忘れにご注意ください

生活困窮など保険料を納められない事情がある場合は、**高齢医療・年金課 資格収納係**までご相談ください。



納め忘れがあると…

- ① 納期限までに保険料の納付がない場合、督促状を送付します。
- ② 文書による催告を行います。電話・訪問による催告を行う場合もあります。
- ③ 保険料の滞納が続いた場合、財産の差し押さえを行う場合があります（預貯金・生命保険・不動産など）。

## 納付書払いの方へ



ぜひ、「口座振替」をご利用ください。

- ご希望の方には口座振替依頼書をお送りしますので、**高齢医療・年金課 資格収納係**までご連絡ください。
- 残高不足などで口座振替ができなかった場合は、翌月に再度、指定口座から引き落としを行います。

## 令和8年度から延滞金・還付加算金を実施

### 延滞金について

保険料は納期限までに自主的に納めていただくものです。**令和8年度以降の保険料より**、納期限までに納められなかった場合、被保険者の公平性の確保等のため、**延滞金を納めていただくこととなります**。計算方法など詳しくは区のホームページをご覧ください。

### 還付加算金について

還付加算金とは、二重納付または保険料変更により発生した還付金がある場合に、還付までの期間に応じて還付金の額に一定の割合を乗じて加算して区がお支払いする利息相当分です。計算方法など詳しくは区のホームページをご覧ください。



ホームページはコチラ

# みんなで作ろう ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の品質・効き目・安全性があると国が認めた医薬品です。ジェネリック医薬品を使うことで、皆さんのお薬代の負担が軽くなるとともに、広域連合が負担する医療給付費も低く抑えることができ、保険料の増加抑制にもつながります。

後期高齢者医療資格確認書	有効期限
被保険者番号 01234567	令和8年 7月31日
住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名 広域 花子	性別 女
生年月日 昭和24年12月30日	
資格取得年月日 令和6年12月30日	
交付年月日 令和7年8月1日	
負担割合・発効期日	＊割
限度区分・発効期日	令和6年12月30日
長期入院該当日	
特定疾病区分・発効期日	
保険者番号 39131234	
保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合	印



マイナ保険証をご利用の方は、ジェネリック医薬品希望シールをお薬手帳に貼ってください。

## ジェネリック医薬品希望シール

- 資格確認書、お薬手帳をご利用の上でジェネリック医薬品を希望される方は、上の図のように文字にかからないところに貼ってください。
- シールは、お送りしている資格確認書に同封しています。



## お問い合わせ先

東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター  
電話 0570-086-519 FAX 0570-086-075  
8:30～17:00（土日・祝日を除く）

足立区 区民部 高齢医療・年金課 資格収納係  
電話 03-3880-6041 FAX 03-3880-5981  
8:30～17:00（土日・祝日を除く）